

東京都港区
アスベストで

事前調査の届け出を義務化

「疑わしい」は立ち入り検査

東京都港区は一日、建「気汚染防止法に基づき美」「石綿調査報告書」の届
物解体工事当たって大「施する事前調査について」届け出を義務付ける「建築

物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を施行した。調査報告書でアスベストが「有り」とされた場合には、アスベ

ト除去工事に関する「石綿除去等計画書」の届け出を求める一方、「なし」とされた場合にも、「調査結果が疑わしい場合」などについて区職員が工事現場の立ち入り検査を実施する内容。

同区は施行に伴い、立ち入り検査における現場での試料採取や分析試験の指定実施機関として、アースアプレイザル(東京都千代田区)と契約を結んだ。

同区は「事前調査の結果について届け出を義務

付けるのは初めてではないか。きちんと調査されるよう抑止効果を期待している」(環境指導係)としている。